

第1条（総則）

本規約は、株式会社 USEN Camera Solutions が提供する商品およびサービス（総称して、以下「対象商品」といいます。）のパートナー（第4条に定める本業務を受託する者をいいます。）に適用される条件を定めることを目的とします。

第2条（用語の定義）

本規約における用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

用語	用語の意味
パートナー登録希望者	USEN Camera Solutions パートナープログラム制度（以下「本制度」といいます。）への登録を希望する事業者
パートナー	本規約に同意の上、本制度への登録を行った事業者
パートナー登録	パートナーと当社との間に成立した、本規約をその内容とする契約
見込顧客	対象商品の購入または利用のための契約（以下「利用契約」といいます。）の締結を希望する顧客
契約顧客	当社との間で利用契約を締結した見込顧客

第3条（本規約の変更）

当社は、本規約をいつでも改定することができるものとします。ただし、この場合、当社は、本規約を変更する旨と変更後の本規約の内容およびその効力発生日を、あらかじめ当社ホームページ上に掲載するものとします。改定日以降、パートナーは、変更後の本規約の適用を受けるものとします。

第4条（委託業務）

1. 当社は、パートナーに対し、見込顧客に対象商品を紹介する業務および見込顧客を当社へ紹介する業務（総称して、以下「本業務」といいます。）を委託し、パートナーはこれを受託するものとします。
2. 当社は、パートナーによる本業務遂行の結果として、見込顧客との間で利用契約を締結した場合、第8条に定める条件に従い、パートナーにインセンティブを支払います。

第5条（登録）

1. パートナー登録希望者は「USEN Camera Solutions パートナープログラム申込書」に必要事項を記入し、当社へ提出することにより、パートナー登録申込を行うものとします。
2. パートナー登録は、当社からパートナー登録希望者への登録完了の通知により、「USEN Camera Solutions パートナープログラム申込書」に記載された申込日をもって成立するものとします。
3. パートナーは、パートナー登録の解約を希望する場合は、解約希望日の属する月の前月末日までに当社所定の書面を当社へ提出するものとします。

第6条（パートナーの取扱う個人情報について）

パートナーは、事前に見込顧客の承諾を得た上で見込顧客を当社に紹介するものとします。

なお、パートナーは、第10条および第11条の定めに従い見込顧客の情報を取り扱うものとします。

第7条（対象商品およびインセンティブ）

1. 対象商品およびインセンティブは、当社がパートナーに別途提示する書面に記載の通りとします。
2. 当社は、対象商品およびインセンティブを変更することがあります。この場合、当社は、当社所定の方法により、パートナーに対して変更後の料金と変更日を通知します。

第8条（インセンティブの支払条件）

1. 当社は、契約顧客からの利用契約の初期費用の入金を確認後、パートナーに対し、当該入金確認日の属する月の翌月末日に、振込みにてパートナーが指定する金融機関の口座へインセンティブを支払います。
2. 対象商品により入金確認日が異なる場合があります。
3. 振込みに掛かる手数料は当社が負担するものとします。
4. 支払日が金融機関の休業日である場合は翌営業日とします。

第9条（その他）

1. パートナーは、本規約による権利義務について、当社の書面による承諾無く第三者に譲渡することはできません。
2. 当社は、パートナーが本規約または関係諸法令に違反した場合は、何らの催告を要することなくパートナー登録を解除することができるものとします。
3. 当社は、パートナーが営業または資産の状態が悪化、もしくはそのおそれがあると認められる相当の事由があるときは、何らの催告を要することなくパートナー登録を解除することができるものとします。
4. 前二項の場合、パートナーは直ちに本規約に基づく活動を停止するものとします。
5. パートナーの責に帰すべき事由により、当社、見込顧客または契約顧客に損害を与えたときは、パートナーはその損害を賠償するものとします。
6. パートナーが本業務を遂行するために必要な書類等は、原則として当社が提供するものとします。
7. パートナーが紹介した見込顧客が、（i）他のパートナーまたは、パートナー以外の当社の代理店からの紹介と重なる場合、または（ii）既に対象商品に係る当社との契約がある場合（iii）パートナー又はパートナーのグループ会社が経営する店舗、施設等を当社に紹介し契約顧客となった場合には、インセンティブの支払対象外とします。
8. パートナー登録期間中、連続して1年間、パートナーの本業務遂行により当社と見込顧客の利用契約が成立した案件が無い場合、パートナー登録は終了するものとします。

第10条（当社の商標等の使用）

1. パートナーは、本業務を遂行するうえで、当社の商号や商標（対象商品によっては第三者の商号、商標を含む）を使用する場合、当社が提供もしくは指示をする説明書、マニュアル等に従い、これを本業務の目的の範囲内においてのみ適切に使用するものとします。
2. 当社は、パートナーが前項に定める範囲で当社の商号や商標を使用する場合に限り、その使用の対価を無償とするものとします。

第11条（個人情報の保護）

1. パートナーは、本業務の遂行に際して見込顧客の個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）その他適用のある法令およびガイドラインを遵守し、本業務の目的の範囲内において当該個人情報を取り扱うものとします。
2. パートナーは、当社から見込顧客の個人情報の利用方法について指示があった場合または見込顧客の個人情報の全部もしくは一部の消去、変更若しくは返却を求められた場合には、直ちにこれに応じるものとします。ただし、見込顧客の個人情報が、本業務の遂行によらずパートナーが独自に取得したものであり、かつ、これを当社に対して証明した場合を除きます。

第12条（守秘義務）

1. 当社およびパートナーは、本業務に基づき知り得た当社の営業上の秘密情報および技術的な秘密情報、ノウハウ、経営情報、顧客の営業上の秘密情報および個人情報等（以下「秘密情報」といいます。）を秘密に保持し、第三者に開示、漏洩または本業務を遂行する以外のいかなる目的のためにも使用してはならないものとします。
2. 当社およびパートナーは、当社より秘密情報を含む資料、設計書、各種媒体およびに機材等を貸与または提供を受けた場合、当該資料、設計書、媒体および機材等を善良なる管理者の注意義務をもって保管しなければならないものとします。
3. 当社およびパートナー、前二項の規定に関わらず、次の秘密情報については秘密保持義務を負わないものとします。

- (1) 開示を受ける際に、すでに自ら所有または第三者から入手していたことを立証できる情報
- (2) 開示を受ける際に、すでに公知公用であった情報
- (3) 開示を受けた後、自己の責によらずに公知公用となった情報
- (4) 自らが独自に創作した情報

第13条（反社会的勢力排除に関する表明）

1. 当社およびパートナーは、パートナー登録時および当該登録後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（総称して、以下「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、および自らの役員、従業員、および関係者等が反社会的勢力の構成員、またはその関係者ではないことを表明し、保証するものとします。
2. パートナーが次の各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、当社はなんら催告することなくパートナー登録を解除することができるものとします。
 - (1) 反社会的勢力に属していること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
 - (3) 反社会的勢力を利用していること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていること
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
3. 前項に基づきパートナー登録を解除された者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

第14条（合意管轄裁判所）

本規約に関して訴訟の必要が生じた場合は、訴額に応じて、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

改定日：2019年12月16日
改定日：2020年4月16日
改定日：2020年10月30日
改定日：2021年5月7日
改定日：2021年9月29日
改定日：2022年7月1日
改定日：2023年1月27日
改定日：2023年3月6日
改定日：2023年5月23日
改定日：2024年3月1日
改定日：2024年9月1日
改定日：2024年11月15日